

## いぬやまスポーツコミッション会費規程

### (目的)

第1条 この規程は規約第4条の規定に基づき、いぬやまスポーツコミッション（以下「いぬやまSC」という。）の会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (会費の納入)

第2条 いぬやまSCの会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 団体等から選出された者 年額10千円 1口以上
- (2) 個人 年額5千円 1口以上

2 会費の納入は、いぬやまSCから会員の承認を受けた日から、指定の方法により30日以内とする。

3 会費は、会員の承認の時期を問わず、承認日の属する年度の会費とし、第1項の額とする。

### (会費の免除)

第3条 運営委員会は、次のいずれかに該当する会員については、前条の規定にかかわらず、会費の免除の適否を議決することができる。

- (1) 多額の寄付を納入した会員
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める会員

### (雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度に会員となった者の会費の納入は、第2条第2項の規定に関わらず、この規程の施行日から30日以内とする。